

最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布について

(令和8年6月12日、消防消第208号消防庁消防・救急課長、消防予第577号消防庁予防課長、消防危第141号消防庁危険物保安室長及び消防特第104号消防庁特殊災害室長通知)

令和7年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号。以下、「化審法政令」という。)の一部改正により、「ペルフルオロ(ヘキサフルオロ)スルホン酸」関連物質が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該ペルフルオロ(ヘキサフルオロ)スルホン酸関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第28条第2項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品(化審法政令附則第4項)に新たに追加されること等に伴い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令(平成22年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。)の一部が改正されました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/f0cde193c43eef1c7c3ba4b8b26333d7239c04cc.pdf>

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

(令和8年6月29日、消防危第156号消防庁危険物保安室長通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和8年総務省令第83号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(令和8年総務省告示第241号)により、①危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し、②危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し、③給油取扱所における危険物から水素を製造するための改質装置に係る規制の見直し、④移送取扱所の配管の構造等に係る規制の見直し、⑤甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る規定の整備、に関する事項について所要の規定の整備が行われました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20260629_kiho.pdf